

93 SNA と政府の現物移転*

桂 昭 政

I はじめに

93 SNA¹⁾ は 68 SNA²⁾ と比べて経済循環の表示システムとしてユニークな特徴をもっている。それはおおまかにいって、次の 3 点を指摘することができる、(イ) 所得再分配過程の詳細な表示、特に現物移転の実態が明示されるようになったこと、(ロ) 資本蓄積勘定におけるキャピタルゲイン、あるいはキャピタルロスが把握されるようになったこと、(ハ) SNA の本体であるコア勘定の方法論にとらわれることなく機動的に社会経済の実態を把握するために、本体であるコア勘定とは別組織のサテライト勘定が導入されたことである³⁾。93 SNA の特徴である、所得再分配の表示が詳細になり、政府からの現物移転が明示されるようになったことは、経済福祉分析にとって大いなる貢献であるといえる。とくに我々は今後の福祉社会の福祉概念として現代厚生経済学の第 1 人者といえる A. セン⁴⁾ の福祉概念である、人の生

*本論文は平成 8 年 2 月に京都大学へ提出した学位請求論文のうち未公表部分（第 1 章）である。

- 1) 93 SNA は、国連を中心とする国際機関との共同作業によって 68 SNA に代わる国民経済計算体系の国際標準として『System of National Accounts 1993』という名称で 1993 年に公表された。（国連他 [1]）
- 2) 68 SNA は、J. M. ケインズの高弟である R. ストーンによって開発され、従来の国民所得勘定を中心とする SNA から、国民所得勘定を中心に資金循環表をはじめとする他のマクロ統計を接合して、経済循環のすがたを包括的に把握することができるようになった（国連 [4]）
- 3) サテライト勘定、およびその代表的な勘定が環境勘定（SEEA）であるが、それについての紹介、検討は桂 [41] 参照。
- 4) A. センはピグー以来現代にいたる正統派厚生経済学の効用主義に基づく理論体系の内実の貧困を「合理的な愚か者」と揶揄し、また古典派経済学の伝統をもノ

き方、あり方である「機能」に対する評価を重視し、財の制約のもとで良き生き方、あり方を実現する「潜在能力」⁵⁾ の形成に寄与する要素を取り込ん

＼ つ物質主義（富裕主義）に基づく福祉概念の弱点を超克し、現代の厚生分析に耐える厚生経済学の理論体系を構築している現代厚生経済学の1人者と呼ぶにふさわしい学者である。つまりこれから現代厚生経済学、ないしは福祉の経済学はセンの理論なしでは語ることはできないといつても過言ではないのである。ベンサムの「最大多数の最大幸福」という功利主義の哲学を背後に持つピグーの厚生経済学は「効用の個人間比較の可能性」を肯定し、社会の厚生は個人の効用の総和と考えたが、この効用の個人間比較の非科学性を指摘したのがL.ロビンズである。このロビンズの指摘をうけて効用の個人間比較という「非科学性」を退け、効用の個人間比較に基づかない厚生経済学、すなわちパレート最適基準に基づく新厚生経済学が登場した。しかし、周知のごとくパレート最適は無数に存在し、その場合の序列付けを試みたのがバーグソン、サミエルソンの社会厚生関数である。ところが、現代経済学の第一人者と目されるアローは民主主義社会のもとでは、この社会厚生関数が成立しない、という有名な不可能性定理を発表した。アローの不可能性定理、すなわち社会の厚生判断は民主主義のもとでは個人の効用の集計によって求めることができないという有名な定理によって、効用の個人間比較に基づかない新厚生経済学、ないし現代の正統派厚生経済学は新たな方法論の模索を余儀なくされている。そしてこの新厚生経済学の革新に取り組いでいるのがA.センである。センはアローの不可能性定理をうけて、これらの厚生経済学の方法的基礎をつぎのように考える。すなわち、正統派厚生経済学が立脚する個人間比較を要求しない効用主義は厚生経済学、ないしは福祉の経済学にとって不適切といえる。効用主義が厚生経済学、ないしは福祉の経済学にとって不十分であるのは次のようなことからもいえる。例えば失意を経験した人にとってはたとえわずかな成功であっても大きな満足、ないし効用を感じるということになり、効用という個人の主観的判断に基づく社会の厚生の判定は不適切であるといわざるを得ない。それでは厚生経済学の理論的基礎としては効用主義に変わる古典派経済学の伝統をもつ物質主義（富裕主義）に求めればよいのであろうか。これにたいしてもセンは次のように否定的な考えを述べている。確かに人の厚生にとって物の豊かさは必要であるが、心貧しき守銭奴にとって物の豊かさによって高い厚生を得ているとは思われないからである。このように効用主義、物質主義いずれも厚生経済学の基礎としては不十分であると断罪し、センは新たに厚生経済学の基礎として「機能」すなわち人の生き方、あり方に依拠する厚生経済学、ないしは福祉の経済学を構築する必然性を説いている。つまり効用主義、物質主義（富裕主義）はいずれも福祉の概念にとってセンがいうように「機能」に先立って物質は必要であるし、「機能」の結果として満足等の効用を得るという具合にそれぞれの位置を占めるが、これまで見たように福祉の判定にとって「心貧しき守銭奴」、および「失意の人にとっての大きな満足」の例からも分かるように効用主義、物質主義は福祉の概念としては不十分である。以上のことからも分かるように効用主義に基づく正統派厚生経済学、物質主義に基づく古典派経済学の伝統を止揚した今後の福祉分析にとって有効な厚生経済学の展開を試みているのがA.センである。（鈴村[33]、鈴村[34]、および福岡正夫『ゼミナール経済学入門』（日本経済新聞社）等参照）↗

だ、福祉社会のガイドポストとなる福祉国民所得勘定の作成をめざしているが、その「潜在能力」の形成に関連している指標が、政府から個人に向けられる財、サービスからなる政府からの現物移転である⁶⁾。それゆえ我々の福祉社会のガイドポストの作成にとって、政府からの現物移転を明示している93SNAの検討は不可欠である。なお、政府の現物移転は後でみるよう

-
- ▽5) センが提唱する「福祉への潜在能力アプローチ」を要約していえば次のようにいえるであろう。センによれば、福祉とは、人々の効用、満足度等の主観的評価でもなく、また財の多寡でもなく、それは人の良き生き方、あり方であり、そのためには財の制約のもとで、人が財を用いて実現可能な生き方、あり方（「機能」）の集合である「潜在能力」を高めることが必要である。そして、さらにいえば「潜在能力」を高めるには政府等の教育、文化等の個人向けサービスが重要である。なお、センによる福祉概念の考察、および彼の提唱する「福祉への潜在能力アプローチ」については、セン〔32〕、鈴村〔33〕、鈴村〔34〕、朝日〔35〕等参照。
 - 6) センのいう福祉は、人が財を用いて実現する「機能」つまり人の生き方、あり方に対する良き生き方、あり方からの評価であり、福祉の評価を高めるためには、人の良き生き方、あり方を実現する「潜在能力」を形成することが重要である。この人の良き生き方、あり方を実現する「潜在能力」の形成に寄与しているのが、政府等の教育、文化をはじめとする個人向けサービスである。政府等の個人向けサービスが人の良き生き方、あり方を実現する「潜在能力」の形成に関係していることは、センとの共編の著書をもつ次のM. ヌスバウムの言説からも理解できるであろう（川本隆史、『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワーキングへー』、創文社、1995年、78~79ページ）。すなわち、ヌスバウムは「人間の生活形式の輪郭」あるいは「人間存在を構成する細目」として10項目をあげ（①可死性、②身体性（飢え・渴きや性欲を感じ、身を守る場所を必要とする動物であること）、③快苦を感受する能力、④認知能力（知覚・想像・思考）、⑤乳児期の発達（外界との情動的絆の形成）、⑥実践理性（自分の人生を設計し、生き方を反省する能力）、⑦他の人間との親密な提携、⑧他の生物・自然との結びつき、⑨ユーモアと遊び、⑩人格の別個独立性）、つまり人間存在のあり方について一般的定式を示し、そのようなあり方を可能にする、ヌスバウムのいう「人間としての基本的な、機能的潜在能力」を次のように列挙している。①若死にすることなく、完結した人生の最終地点にいたるまで生き抜くことができる。②確固とした健康を保つことができる。③不必要的苦痛を避け、楽しい経験を持つことができる。④五感を活用して、想像したり思考・推論を行うことができる。⑤自分たちの外部に存在する事物や人物に愛着を感じることができる。⑥善の構想を形成するとともに、自分自身の生活を批判的に振り返ることができる。⑦他者のために、他者に向かって生きることができる。⑧動植物や自然界に対する配慮と関係を保つつ生活できる。⑨笑い、遊び、娯楽活動を享受できる。⑩他の誰のものでもない自分自身の生を、自分固有の環境と背景に囲まれて生きることができる。これらのヌスバウムがあげる10個の良き生き方、あり方を実現する「潜在能力」の形成に寄与しているのが、政府等の、教育をはじめ医療、文化、福祉、住宅等々の個人向けサービスであることが理解できるであろう。

政府自らが供給する無償の教育、医療等の個人向け公共サービスと、政府による民間生産物の無償供与からなっており、それはわが国の現行統計指標では社会保障統計の「狭義の社会保障費」⁷⁾ の年金等の現金移転部分以外の現物部分がそれに近いといえるが、というのは「狭義の社会保障費」は「公的扶助」、「社会保険」、「公衆衛生」、「社会福祉」の項目からなり、その「公衆衛生」、「社会福祉」の項目において医療、社会福祉の個人向け公共サービスを含み、また「公的扶助」、「社会保険」の項目において医療等のSNAでいう「社会保障給付」、「社会扶助金」の現物移転を含んでいることから、この「狭義の社会保障費」の現物部分が政府の現物移転に近似した指標といえるが、しかし、それは医療、社会福祉分野に偏り、教育、文化等の政府機能の個人向けサービス、および民間生産物の無償供与部分をカバーしていないので、ここでいう政府の現物移転とは一致しない。以下において、93SNAの政府からの現物移転指標を検討していくことにする。

II 93SNAにおける政府現物移転の取扱い

(1) 93SNAの勘定体系と政府現物移転

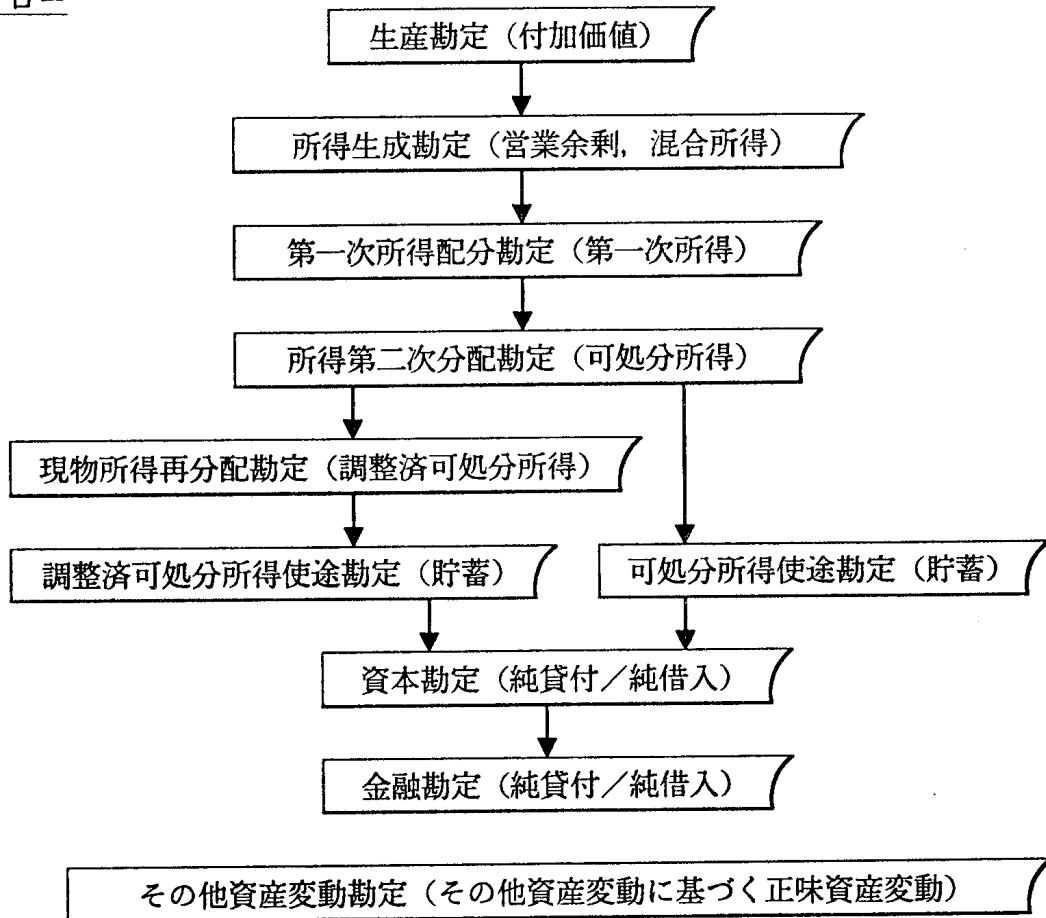
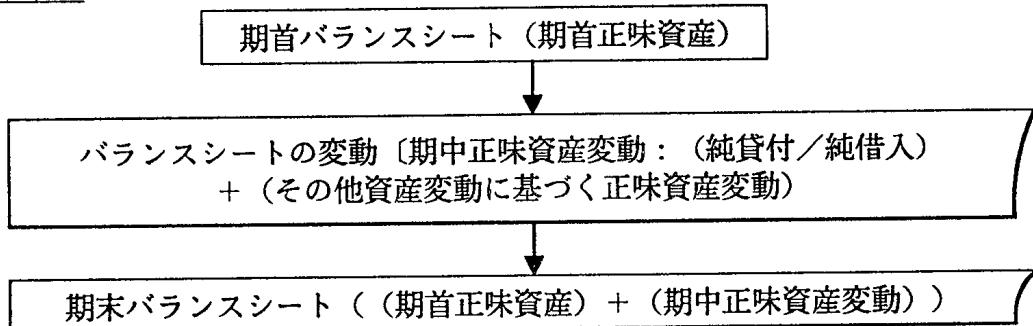
93SNAの勘定体系⁸⁾、つまり経済循環の表示において、所得分配の1次分配と再分配の段階的表示の導入がなされ、また再分配過程の表示における、従来にはない現物移転指標の顯示がみられる。現物移転指標が勘定体系において顯示されるようになったことは福祉分析にとって大きな前進である。以下において93SNAにおける現物移転の把握をみていく。

93SNAの経済循環の全体像は、生産勘定に始まって、蓄積勘定までのフロー勘定と、貸借対照表をはじめとするストックの在り高を示すストック勘定によって示されるが、68SNAと比較して所得分配過程を叙述する所得勘定、さらにモノとカネのストックへの増分を示す蓄積勘定において経済循環

7) 社会保障統計の「狭義の社会保障」については、たとえば社会保障研究所編『社会保障水準基礎統計』(東洋経済新報社、昭48年)、総理府社会保障制度審議会事務局編『社会保障統計年報平成6年版』等を参考にした。

8) 93SNAの全体像を示すところの勘定体系は、第1-1表に示すごとく経済循環を表示する構成となっている。

第1-1表 93 SNA の勘定体系 (()の中はバランス項目を表す)

フローストック

出所：武野・山下編[17]，まえがき3ページ。

注：表のタイトルを原題の「改訂 SNA の勘定系列」から「93 SNA の勘定体系」に変更した。

過程の表示がきめ細かくなっている。特に所得勘定は、生産による要素所得の発生を捉える「所得発生勘定」に始まって、それから財産所得の移転を通じての1次所得（国民所得）の形成を表示する「1次所得の処分勘定」（こ

これら両者を合わせて「所得の1次分配勘定」と呼ばれている), それから政府等の再分配活動による所得の再分配取引を示す再分配勘定をカネ, 現金による再分配を示す「所得の2次分配勘定」と, モノ, 現物による再分配を示している「現物所得の再分配勘定」に分割して表示しており, これら1次分配, 2次分配(再分配)によって形成される可処分所得の使途を示したのが「所得利用勘定」であり, 所得利用勘定は現金による再分配所得のみを考慮した可処分所得の利用勘定である「可処分所得の利用勘定」と, 可処分所得に現物移転を考慮した調整済み可処分所得の利用勘定である「調整済み可処分所得の利用勘定」に分割されて一連の所得分配過程の表示を終える。ただし93SNAの所得勘定についていえば, 所得の再分配全体を把握するためには現金移転, 現物移転両者を含む所得の再分配勘定の作成が望ましいと思う。後段の所得利用勘定でせっかく現物移転を除外した可処分所得を含む勘定を設定し, 有効需要の計測に支障をきたさないようにしているのであるから。ところで我々は93SNAが政府現物移転をいかに捉えているかに関心があるので, 93SNAの所得再分配過程を表示している勘定の検討にはいることにしよう。

93SNAにおいて, 所得の1次分配を示す勘定に続いて所得の再分配を表示している勘定は, 現金移転のみを考慮する「所得の2次分配勘定」と, 現物移転のみを考慮する「現物所得の再分配勘定」である。さらに所得再分配として獲得, ないし提供された現物移転の使用を示しているのが「調整済み可処分所得の利用勘定」である。まず, 現金による所得再分配を把握している勘定から順次みて行こう。

(イ) 「所得の2次分配勘定」

「所得の2次分配勘定」⁹⁾ は基本的には, 現金移転, すなわち, 現金による所得再分配を把握しているが, 一部には現物移転をも含んでいる。政府現物移転を把握することを念頭において, 「所得の2次分配勘定」について簡単な説明をしつつ, この勘定の中に含まれている現物による所得再分

9) 「所得の2次分配勘定」の説明については国連他〔1〕P.183～P.201参照。

第1-2表 「所得の2次分配勘定」

D.5	所得・富等の経常税	B.5	国民所得
D.51	所得税	D.5	所得・富等の経常税
D.59	その他の経常税	D.51	所得税
D.61	社会的負担金	D.59	その他の経常税
D.611	社会的実際負担金	D.61	社会的負担金
D.6111	雇主による社会的実際負担金	D.611	社会的実際負担金
D.61111	雇主による社会的強制実際負担金	D.6111	雇主による社会的実際負担金
D.61112	雇主による社会的任意実際負担金	D.61111	雇主による社会的強制実際負担金
D.6112	雇用者による社会的負担金	D.6112	雇主による社会的任意実際負担金
D.61121	雇用者による社会的強制実際負担金	D.61121	雇用者による社会的強制実際負担金
D.61122	雇用者による社会的任意実際負担金	D.61122	雇用者による社会的任意実際負担金
D.6113	自営業者及び非雇用者による社会的負担金	D.6113	自営業者及び非雇用者による社会的負担金
D.61131	自営業者及び非雇用者による社会的強制負担金	D.61131	自営業者及び非雇用者による社会的強制負担金
D.61132	自営業者及び非雇用者による社会的任意負担金	D.61132	自営業者及び非雇用者による社会的任意負担金
D.612	社会的帰属負担金	D.612	社会的帰属負担金
D.62	社会的現物移転以外の社会給付	D.62	社会的現物移転以外の社会給付
D.621	社会保障給付（現金）	D.621	社会保障給付（現金）
D.622	民間基金による社会給付	D.622	民間基金による社会給付
D.623	無基金雇用者社会給付	D.623	無基金雇用者社会給付
D.624	社会扶助給付（現金）	D.624	社会扶助給付（現金）
D.7	その他の経常移転	D.7	その他の経常移転
D.71	生命保険以外の純保険料	D.71	生命保険以外の純保険料
D.72	生命保険以外の保険金	D.72	生命保険以外の保険金
D.73	一般政府内経常移転	D.73	一般政府内経常移転
D.74	経常国際協力	D.74	経常国際協力
D.75	それ以外の経常移転	D.75	それ以外の経常移転
B.6	可処分所得		

出所：国連他〔1〕P. 605. (なお邦訳名については武野・山下編〔17〕を参考にした)

配取引にふれることにする。

「所得の2次分配勘定」で把捉されている現金による所得再分配取引として次のような取引があげられている¹⁰⁾。（a）租税の支払（受取）、（b）社会保障制度等への支払（social contributions）、（c）社会給付（現金）、（d）その他の経常移転。政府の現物移転の把握を目的とする我々にとって差し当たり検討する必要があるのは、（c）社会給付（現金）である。確かに現物移転を問題とする我々にとって現金移転は対象外であるが、（c）社会給付（現金）には例外として現物移転が含まれているのである。

社会給付（現金）は以下の（I）から（IV）の給付を含んでいる。（I）社会保障給付（現金）、すなわち政府主導の社会保険制度からの年金、家族手当等現金給付、（II）社会扶助給付（現金）、すなわち（I）の社会保障給付（現金）と異なり、社会保険制度に基づかない政府からの年金（無拠出の福祉年金等）、家族手当等現金給付、それゆえ政府主導の社会保険機構である社会保障基金から支払われた現金給付は除外される。要するに社会保険制度に加入していないが、政府から例えば年金を給付された場合はここに含まれる。（III）民間基金による社会保険給付、これは（I）の社会保障給付（現金）が政府の社会保障基金からの年金、家族手当等の支払に対し、加入による民間の保険会社からの、年金等の政府の社会保障基金からと同じ支払対象項目に属する社会保険給付が含まれる。政府からの社会給付は、93SN Aにおいて現物給付と、現金給付に区分されることになったが、民間の保険会社からの年金等の社会保険給付は政府のそれではないので、現金給付と現物給付が区分されず、この項目の中に現金給付と現物給付が一括されている。しかし、これは政府の現物移転ではなく、民間金融企業（保険会社）からの現物移転である。（IV）基金を設定しないが、経営者による従業員のための社会保険給付、これは退職金の一時支払、病気欠勤による給与の恒常的な支払等であり、これも現金移転と現物移転に分けて示される政府の社会的給付ではないので、無基金の経営者による従業員のための社会保険給付には現金

10) 「所得の2次分配勘定」の勘定構造は第1—2表に示されている。

給付も現物給付も一緒に含まれている。

以上の93 SNAの社会給付（現金）には、政府ではなく、民間からの現物移転が含まれていることが分かったが、我々は政府からの現物移転に関心があるので、たとえ社会給付（現金）の項目に現物給付が含まれているとしても無視してよいことがわかった。但しこの勘定のバランス項目である可処分所得は、現物給付という消費を前もって予定している受取を含んでいるので、字義どおりに自由に処分可能な所得を示すものではないことに注意する必要があることが分かる。

(ロ) 「現物所得の再分配勘定」¹¹⁾

我々は福祉分析に不可欠な政府の現物移転の把握を目指しているのであるが、93 SNAにおいて初めて政府の現物移転指標が採用された。それは93 SNAが所得再分配過程を現金移転と現物移転とに2分して表示する、後者の「現物所得の再分配勘定」¹²⁾の中で表示されている。特に政府の「現物所得の再分配勘定」の支払側の「社会現物移転」の指標は、政府から家計への現物移転の大きさを明示している。これは68 SNAが、あるいはそれを含むそれ以前のSNAが社会給付を始めとする再分配指標が現金給付と現物給付を分割しないことによる政府現物移転の把握の困難を一挙に解消し、先述のセントの「機能」ないし「潜在能力」を中心とする福祉概念を踏まえたわれわれの福祉分析に大きく貢献したといえる。

「現物所得の再分配勘定」では受取と支払の両側に「社会現物移転」指標が表示される。それは政府、民間非営利団体（家計に奉仕する）の場合には「現物所得の再分配勘定」の支払側に、家計の場合はその勘定の受取側に示される。（なお家計の受取側に政府、民間非営利団体からの「社会現物移転」が区分してではなく、合体して記入され、それが「所得利用勘定」、特に社会現物移転を考慮した可処分所得である調整済み可処分所得の使途を表示する「調整済み可処分所得の利用勘定」の「現実最終消費」として、家計自ら

11) 「現物所得の再分配勘定」の説明については国連他〔1〕P.201～P.202参照。

12) 「現物所得の再分配勘定」の勘定構造は第1—3表に示されている。

第1-3表 「現物所得の再分配勘定」

D. 63	社会的現物移転	B. 6	可処分所得
D. 631	社会的現物給付	D. 63	社会的現物移転
D. 6311	社会保障給付（払い戻し）	D. 631	社会的現物給付
D. 6312	社会保障給付（払い戻し以外の現物給付）	D. 6311	社会保障給付（払い戻し）
D. 6313	社会扶助給付（現物）	D. 6312	社会保障給付（払い戻し以外の現物給付）
D. 632	非市場性の個人向け財・サービスの移転	D. 6313	社会扶助給付（現物）
B. 7	調整された可処分所得	D. 632	非市場性の個人向け財・サービスの移転

出所：国連他〔1〕P. 605. (なお邦訳名については武野・山下編〔17〕を参考にした)

の消費支出と合体して再度登場する。)「社会現物移転」指標は大きく2つの内容からなっている。ひとつは社会保険による医療給付の如く、政府による市場生産物の購入とその家計への無償給付である「社会給付（現物）」と、政府自ら供給する教育等の非市場性サービスの家計への無償供与である「家計向けの非市場性財・サービスの移転」である。「社会現物移転」指標を構成する「社会給付（現物）」、ならびに「家計向けの非市場性財・サービスの移転」指標については、93SNAの政府現物移転の内容についてふれる後の節で詳しく説明する。

(ハ) 「調整済み可処分所得の利用勘定」¹³⁾

我々の関心がある政府の現物移転の獲得ないし提供を表示しているのが先の「現物所得の再分配勘定」であるが、この獲得、ないし提供された現物移転の使用を示しているのが「調整済み可処分所得の利用勘定」¹⁴⁾である。しかしこの勘定において所得再分配として獲得された現物移転の使用は、自らの消費支出とともに消費の大きさを示す「現実最終消費」指標¹⁵⁾を構成する

13) 「調整済み可処分所得の利用勘定」の説明については国連他〔1〕P. 205, P. 212～P. 215 参照。

14) 「調整済み可処分所得の利用勘定」の勘定構造は第1—4表に示されている。

15) 家計の「現実最終消費」はつぎのごとく算定される。「家計の現実最終消費は個々の家計による支出によって獲得された財、サービスの消費、個々の家計による政府あるいは民間非営利団体から享受する社会現物移転をどうして獲得された財、サービスの消費からなっている」(国連他〔1〕P. 212)

第1-4表 「調整済み可処分所得の利用勘定」

P. 4	現実最終消費	B. 7	調整された可処分所得
P. 41	現実個人消費	D. 8	家計の年金基金の純持ち分の 変動に対する調整
P. 42	現実共同消費		
D. 8	家計の年金基金の純持ち分の 変動に対する調整		
B. 8	貯蓄		

出所：国連他〔1〕P. 606. (なお邦訳名については武野・山下編〔17〕を参考にした)

ことになるので、この勘定において政府現物移転の大きさを単独で識別することはできない。とはいってもこの勘定において、家計にとって政府からの現物移転が（家計の消費支出ではなく）家計の消費を高めることが、すなわち政府の現物移転が福祉分析にとって有用であることがわかる。

(2) 93 SNAの政府現物移転の内容

以上の説明によって93 SNAが経済循環を表示しているその勘定体系において、福祉分析にとって有用な政府の現物移転指標の表示を確認することができた。93 SNAにおいて政府の現物移転を示す指標は「社会現物移転」と呼ばれており、それは「社会給付（現物）」指標と、「家計向けの非市場性財・サービスの移転」指標からなっている。

93 SNAは、93 SNAが消費の取得基準と支出基準を明確に区別することにより、政府が供給する、非市場性の公共サービスは家計向けの個人サービスであれ、社会全体を対象とする集合サービスであれ、それを購入支出するのは政府であるとしてそれらの購入・支出が政府消費支出を構成するのはもとより、政府が無償供与するために民間の市場性の消費財、サービスの購入も家計への移転にともなう家計の消費支出として処理するのではなく政府消費支出として処理することになった¹⁶⁾。このように政府が公共サービスの供

16) 93 SNAは68 SNAと同様に政府が供給する非市場性公共サービスに対する購入、支出、すなわち自己消費部分を政府消費支出とみなしている。しかし68 SNAと異なり、すなわち68 SNAは政府が民間企業等からの市場性財、サービスを購入してそれを家計に無償で供与する部分を政府介入基準によって介入の程度が高め

給のため財，サービスを購入支出した，すなわち政府の中間消費支出以外の財，サービスの購入・支出は，すなわち非市場性公共サービスの自己消費であれ，無償供与のための民間の財，サービスの購入であれ，それらは政府消費支出として処理されるが，そのうちの支出・購入された社会全体に向けられる財，サービス以外は政府が供給する公共サービスであれ，政府以外の民間の生産物であれ家計によって獲得される。この部分が政府の現物移転の内容である。そして前者の家計向けの公共サービスを把握しているのが「家計向けの非市場性財・サービスの移転」指標であり，後者の政府による民間生産物の家計への無償供与を捉えているのが「社会給付（現物）」指標である。以下において「社会現物移転指標」を構成するこれら2つの指標の内容を説明する。

(イ) 政府の個人消費（「家計向けの非市場性財・サービスの移転」）指標¹⁷⁾

政府が供給する公共サービスで，家計向けとして現物移転される政府サービスは「個人サービス」(individual service)と呼ばれる。政府サービスには外交，教育，福祉等のサービスがあるが，どのようなサービスが個人サービスとみなされるか，についての基準を93SNAは提示している¹⁸⁾。すなわち，SNAが示すその基準とは次の3条件である。（イ）個々の家計，あるいはメンバーによる財，サービスの獲得を観察，記録することが可能でなければならない。（ロ）家計の財，サービスに対する同意と，何らかのアクションを起こすことが必要である，（ハ）ある人の財，サービスの獲得が他の人の財，サービスの獲得を排除する。（ハ）は公共経済学でいわれてい

→ い場合を政府中間消費支出，介入の程度が少ない場合を民間消費支出として処理している（国連〔4〕P.102～P.103，邦訳163ページ～164ページ）。93SNAは消費指標を支出基準と獲得基準によって明確に指標を区分する方針をとっているので，これらの民間企業の市場性財貨，サービスへの支出をすべて政府消費支出と位置づけている。つまり93SNAは政府が家計へ供与する財貨，サービスの支出は，家計へ移転され家計消費支出として処理するのではなく，支出基準に即して政府消費支出として処理する方法をとっている（国連他〔1〕P.207, P.213.）。

17) 93SNAの「家計向けの非市場性財・サービスの移転」指標については国連他〔1〕P.202参照。

18) 93SNAは政府の個人向けサービスが充足すべき基準を示している。それについては国連他〔1〕P.213～P.215 参照，特に P.214.

るところの外交、司法等の純粹公共財、あるいは集合財の性質としての非排除性の裏返しである。特にクズネツ¹⁹⁾も指摘しているように個人向けサービスの条件として、その財、サービスを獲得するのに個人が何らかのアクションないしイニシアチブをとる必要がある（ロ）の条件が重要であると思う。これらの個人サービス認定の3条件を、政府サービスを列挙している COFOG（政府機能分類）²⁰⁾に照らして、93SNA が政府の家計向け 公共サービス、ないし政府の個人サービスとして次のようなサービスを提示している²¹⁾（04等の数字は COFOG の分類番号）。04教育；05医療；06社会保障、社会福祉；08.01スポーツ、リクリエイション；08.02文化；07.11住宅（一部）；07.31清掃（一部）；12.12輸送（一部）。それゆえ政府の供給する非市場性公共サービスのうち、上記の教育をはじめとする個人サービスへの政府消費支出が、政府の現物移転の一方の一翼を占めている政府の個人消費指標（「家計向けの非市場性財・サービスの移転」）の内容である。

（ロ） 社会現物給付（social benefit in kind）指標

これは政府自らが供給する非市場性の公共サービスではなく、政府が民間等の市場性の生産物を購入し、家計に無償で提供する場合の現物移転である²²⁾。政府のこの現物移転は、政府の社会保障制度を通じてのものか否かによって「社会保障給付（現物）」と、「社会扶助給付（現物）」に区分される。まず「社会保障給付（現物）」からみて行こう。

（ア） 「社会保障給付（現物）」²³⁾

この場合の例として医療給付をあげることができる。すなわち我々が医者

19) クズネツ [11] P. 192～P. 197, および桂 [40] VIII章。

20) 93SNA では政府機能（活動）は14の大分類と61の中分類に区分されている（国連他 [1] P. 599～P. 600）。この93SNA の政府機能の分類体系（大分類、中分類）は、以前に（1980年）に公表された政府機能の分類に関する国連文書 [5] の分類体系とまったく同一である。しかし、小分類と政府諸機能の内容、定義については国連文書 [5] に依拠せざるを得ない。なお、政府機能分類体系（大、中、小分類）、すなわち政府の諸機能の一覧表は本稿末尾の付表参照。

21) 国連他 [1] P. 215.

22) 政策当事者は政策意図の浸透という観点から現金移転よりも現物移転の方が魅力的であると思っている（国連他 [1] P. 201）。

23) 93SNA の「社会保障給付（現物）」指標については国連他 [1] P. 201. 参照。

にかかった場合、我々が負担する支払は当該医療サービス費用の一部分だけであり、その残りは社会保険から支払われる。この医療サービスのうちで、我々が負担しない社会保険から支払われる部分が、社会保障制度からの現物移転であり、ここでいう「社会保障給付（現物）」の内容の一部である。しかし、注意しなければならないのは、我々が医療サービス費用の全額を支払い、後に社会保険からの払い戻しがあった場合である。その払い戻し額は現金移転、つまり社会保障給付（現金）ではなく、家計の医療サービス購入時点での社会保障制度の現物給付として、また払い戻し額を控除した額を家計による消費支出として、すなわち当初から社会保障からの現物給付が行われているかのように処理される。つまり払い戻しが想定される場合、家計の医療費の全額支払は、家計が、自己の負担分以外に、社会保障制度にかわって立替払いをしているとみなされ、払い戻し額は社会保障制度による医療サービス給付額の立て替え払い分であるので、それを現物給付とみなす処理が行われるのである。

(b) 「社会扶助給付（現物）」²⁴⁾

これは政府からの現物移転であるが、病気、老齢等々の状態に対して、政府の主導する社会保障制度への参加を前提とした給付である「社会保障給付（現物）」とは異なり、これらの病気、老齢等々の状態に対して社会保障制度からではなく、政府の社会政策として、例えば社会保険からではなく公的扶助としての生活保護による医療扶助等の場合の、政府からの市場性生産物の無償供与である。政府の現金移転と同様に社会保障制度が絡むか否かによって「社会保障給付」と「社会扶助給付」に分かれる。

III 93 SNA の政府現物移転の特徴

93 SNA の政府現物移転の特徴を把握するために、それ以前の 68 SNA²⁵⁾におけるその取扱いと対比してみよう。

24) 93 SNA の「社会扶助給付（現物）」指標については国連他〔1〕P. 201～P. 202 参照。

25) 68 SNA については国連〔4〕参照。

(1) 68 SNA の勘定体系と政府現物移転

68 SNA の勘定体系は、生産勘定、所得勘定、資本勘定、海外勘定のフロー勘定からなり、ストック勘定は存在しない。生産勘定は事業所を主体とする生産活動を捉えたものであり、それに対し、所得勘定、資本勘定は制度単位を主体とする所得、ならびに資本の取得、処分活動を把握している。このように勘定に適用する単位が生産活動と、所得、ならびに資本の処分活動では異なる、いわゆる二分法が採用されている。それに対し93 SNA は勘定に適用する単位を制度単位で統一して²⁶⁾、それぞれの経済主体の活動を経済循環の中で首尾一貫して追跡することができる。我々は政府の現物移転に関心があるので68 SNA の所得勘定に注目することにしよう。

68 SNA の所得勘定は「所得支出勘定」と呼ばれ、所得分配と所得の使用に関する取引要素が一緒にまとめてこの勘定で表示しており、93 SNA は所得の発生から、所得の分配、再分配（現金、現物の）を経て所得の使用にいたる各段階ごとに所得勘定を設けている。68 SNA の「所得支出勘定」では政府の現物移転と関連する取引要素（指標）がここに散在しているのに対し、93 SNA では政府の現物移転を反映する单一の取引要素（指標）を93 SNA の「現物所得の再分配勘定」から直接読みとることができる。それでは68 SNA は、68 SNA に散在している所得再分配の取引要素から政府現物移転の大きさを捉えることが可能であろうか。それとも93 SNA の政府からの現物移転指標の登場は画期的なことであろうか。

(2) 68 SNA の所得再分配取引要素と政府の現物移転

すでに述べたように68 SNA の勘定体系には、所得勘定として所得の分配、ならびに再分配活動を一括して表示する「所得支出勘定」があるのみで、政府の現物移転を把握する所得再分配勘定は存在しなかった。それでは68 S N

26) 93 SNA は、EC の国民経済計算体系である ESA 同様、制度部門別生産勘定を保持し、68 SNA と相違して制度部門で一貫した勘定構造を持っている。93 S N A が制度部門で一貫した勘定体系であることは、武野・山下〔17〕69~70ページにおいても指摘されている。

Aの所得再分配過程を捉えている「所得支出勘定」の中の政府による所得再分配取引要素から政府現物移転が把握可能であるかどうかを検討しよう。特に68SNAの所得再分配の取引要素が現物移転のみの取引要素になっているかどうかを検討しよう。そのために政府の所得再分配取引に関連する取引要素を個々にみていく。68SNAの「所得支出勘定」におけるそれらの取引要素は、無償公共サービスを捉えている「政府消費支出」、および「社会保障給付」、「社会扶助金」である。

なお政府現物移転の大きさのトータルの把握には影響しないが、68SNAの方法論では、政府の民間が供給する財、サービスの無償供与に対する支出が、政府の無償供与の介入の程度に応じて政府現物移転の二大構成要素である公共サービスの供給か、あるいは政府による民間の財、サービスの無償供与のいずれかに帰属させていることをあらかじめ注意しておこう²⁷⁾。すなわち68SNAでは政府による民間が供給する財、サービスの無償供与の現物移転の場合、すべて現物社会給付として処理するのではなく、政府の介入の程度に応じて公共サービスの中間消費として扱われたり、移転（現物給付）と扱われたりするが、いずれも93SNAの政府からの現物移転の内容である、（i）個人向け公共サービスの供給、（ii）政府による民間の市場性の財、サービスの無償供与、のいずれかに相当し、政府からの現物移転のトータルの大きさの把握には影響しない。しかし、68SNAの場合、政府介入基準の程度により政府による民間が供給する財、サービスの無償供与の移転にもかかわらず、（ii）ではなく（i）の公共サービス供給の中間消費とみなされる場合が生じ、移転（現物給付）の実態が過小評価される場合がありうる。それに対し93SNAの方法論では政府による民間が供給する財、サービスの無償供与はすべて（ii）、すなわち移転の取扱いである。

（イ）「政府消費支出」²⁸⁾

27) 68SNAの政府の民間が供給する財、サービスの無償供与に対する支出が、政府の介入程度に応じて政府消費支出と指定されたり、個人消費支出に指定されることについては国連〔4〕P.102～P.103、邦訳163ページ～164ページをみよ。

28) 68SNAでは、政府消費支出は、政府自ら供給する非市場性公共サービスを自

93 SNAでは政府自らが供給する非市場性の財、サービスのうちで家計に無償で提供される教育、医療等の公共サービスを現物移転として明確に「家計向けの非市場性財・サービスの移転」指標として明示しているのに対し、68 SNAでは政府供給の非市場性の公共サービスを、93 SNA同様に自己消費するものとして政府消費支出に位置づけるが、それぞれの公共サービスの機能別（外交、司法、教育、医療等）に政府消費支出の大きさが列挙されるのみで²⁹⁾、家計への現物移転を明確に把握し、明示するようにはなっていない。すなわち機能分類に即して外交、防衛等の「集合サービス」ではなく教育等の「個人向けサービス」を意識的に集計することによってはじめて家計への現物移転が把握することができることになっている。すなわち政府自らが供給する公共サービスのうちで家計向け公共サービスを集計して把握することが可能なように機能別公共サービスの大きさを費用構成に即して示した、いわば家計向け公共サービス算定の原資料が提供されているにすぎないといえる。このように93 SNAは家計への無償公共サービスをエクスプリッシュトに示しているのに対し、68 SNAはインプリッシュトであり、すなわち推計者が意識的に把握しようとすれば原データ（「機能別政府消費支出」）が与えられているので家計への無償公共サービスを推計できるという工合になっている。いずれにしても68 SNAにおいて家計への無償公共サービスは明示されておらないが、68 SNAのデータに基づいて推計（個人向けサービスの集計）を施すことによって家計への無償現物移転の大きさを把握することは可能である。

(ロ) 「社会保障給付」³⁰⁾

これは病気、老齢等の場合に社会保障基金から家計に支払われる給付であるが、疾病に対する給付金、老齢年金、医療費のための払戻金等の例示の給付例からも分かるように、68 SNAの「社会保障給付」には、老齢年金等の

↖ 已消費するとして、その非市場性公共サービスの供給額に等しいとみなしている（国連〔4〕P.109、邦訳173 ページ）。

29) 国連〔4〕P.170、邦訳 270 ページ～271 ページ参照。

30) 国連〔4〕P.129、および邦訳207 ページ 参照。

現金給付とともに、93SNAの社会保障給付（現物）のところで述べたように、医療費のための払戻金の実態は医療サービスに対する社会保障基金に代わっての立て替え払いの精算であるので、その払戻金は現物移転である。このように68SNAの「社会保障給付」には現金移転と現物移転が合体して含まれている。それゆえ現物の社会保障給付の大きさのみを把握することは困難である。

（ハ）「社会扶助金」³¹⁾

前述の「社会保障給付」が病気、老齢等の場合に社会保障基金から給付するのに対し、そのような場合に社会保障基金以外の政府、民間企業等から家計への給付である。これには次のような給付例が挙がっている。すなわち、奨学金、社会保険制度に含まれない家族手当のような現金移転、および社会保障基金からではない一般政府による民間企業の財貨、サービスの無償供与である現物移転も含まれるとなっている。このように68SNAの「社会扶助金」の場合も、「社会保障給付」と同様に現金移転と現物移転が合体して含まれているので、「社会扶助金」の現物移転の大きさを単独で知ることはできない。

以上のことから68SNAの場合、政府の現物移転を把握するうえで、教育等の政府自らが供給する家計向け公共サービスの家計への移転については直接にその大きさを把握していないが、機能別政府消費支出の一覧表の利用により意識的に個人向けサービスについて集計することにより、その大きさを把握することが可能である。それに対して医療サービス等の無償供与のごとく政府が政府以外の民間の生産物の家計への現物移転を扱う「社会保障給付」、「社会扶助金」についてはこれまでにみたように現物給付の大きさを特定することは不可能である。それゆえ68SNAは93SNAと相違して政府の現物移転を把握できるシステムになっていないことが分かる。93SNAは政府からの現物移転を明示し、福祉分析を進める上で大いなるイノベーションをもたらしたシステムといえる。

31) 国連〔4〕P. 129、および邦訳207ページ参照。

IV む す び

有効需要測定のシステムとして発展してきたSNAは、経済福祉指標の採用には積極的ではなかったが、93SNAはこれまでのSNAと異なり、経済福祉の測定にとって重要な政府から家計への財、サービスの無償供与を反映している、政府から家計への現物移転の大きさの把握を試みている。本文でみたとおり、これまでの68SNAは移転取引（社会給付）における現金と現物の区別をしておらず、現物移転の実態を示さなかつたが、それゆえ政府からの現物移転を把握できなかつたが、93SNAは、経済循環を表示している勘定体系に、現物による移転取引を反映している所得再分配勘定を設定し、現金移転取引とは画然と区別して現物移転取引の実態の把握を可能にした。特に政府からの現物移転として、従来からの現物社会給付（「社会保障給付」、「社会扶助金」）のみならず、教育等の無償の政府自らが供給する政府サービスをそれぞれ別々にではなく、一括して示している。それは家計部門の「現物所得の再分配勘定」の「社会現物移転」指標によって示されている。このように93SNAにおいて、政府からの現物移転の把握が可能となり、経済福祉の測定に大きな前進がみられた。すなわち現代厚生経済学の第一人者であるA.センは厚生経済学の方法論の検討を通じて福祉概念として「効用」でも「財」でもない、人間の良き生き方、あり方を指すとするが、その人の良き生き方、あり方を実現する「潜在能力」の形成に寄与する政府からの現物移転の把握が可能となり、福祉分析の第一次接近に途を拓いたといえる。

付表 政府の機能分類 (COFOG: Classification of the Functions of Government)

01 一般公共サービス

- 01. 1 行政機関、立法機関、財政、国庫業務、外交（対外援助を除く）
 - 01. 11 行政機関、立法機関
 - 01. 12 財政、国庫業務とサービス
 - 01. 13 外交
 - 01. 14 その他（01. 11～01. 13に当てはまらない01. 1の業務）

01. 2 対外援助

01. 21 開発途上国への経済援助

01. 22 國際機関を経由しての経済援助

01. 23 その他

01. 3 基礎研究

01. 31 自然科学、技術分野に対する基礎研究

01. 32 社会科学、人文分野に対する基礎研究

01. 33 学際分野に対する基礎研究

01. 34 その他

01. 4 官房サービス

01. 41 人事

01. 42 計画、統計サービス

01. 43 その他

01. 5 その他

02 防衛

02. 1 軍事、民間防衛

02. 11 軍事

02. 12 民間防衛

02. 13 その他

02. 2 対外軍事援助

02. 20 対外軍事援助

02. 3 軍事関連の応用研究・実験開発

02. 30 軍事関連の応用研究・実験開発

02. 4 その他

02. 40 その他

03 公共秩序と保安業務

03. 1 警察と消防

03. 11 警察

03. 12 消防

03. 13 その他

03. 2 裁判所

03. 20 裁判所

03. 3 刑務所

03. 30 刑務所

03. 4 その他

03. 40 その他

04 教育

- 04. 1 初等教育（幼稚園、小学校）
- 04. 2 中等教育
 - 04. 21 中学校、高等学校
 - 04. 22 中等専門（職業）学校
 - 04. 23 その他
- 04. 3 高等教育
 - 04. 31 大学、大学院
 - 04. 32 短期大学、夜間大学
 - 04. 33 その他
- 04. 4 初等、中等、高等教育レベル以外の教育
 - 04. 40 初等、中等、高等レベル以外の教育
- 04. 5 教育補助サービス
 - 04. 50 教育補助サービス
- 04. 6 その他
 - 04. 60 その他

05 医療

- 05. 1 病院
 - 05. 11 総合病院
 - 05. 12 専門病院
 - 05. 13 助産院
 - 05. 14 リハビリセンター
 - 05. 15 その他
- 05. 2 診療所
 - 05. 21 総合診療所
 - 05. 22 専門診療所
 - 05. 23 歯科診療所
 - 05. 24 診療所（助産婦、療養士主導の）
 - 05. 25 その他
- 05. 3 保健所
 - 05. 30 保健所
- 05. 4 薬品、医療器具、他の医療関連製品
 - 05. 40 薬品、医療器具、他の医療関連製品
- 05. 5 医療のための応用研究と実験開発
 - 05. 50 医療のための応用研究と実験開発
- 05. 6 その他

05. 60 その他

06 社会保障、社会福祉

06. 1 社会保障

06. 11 医療保険

06. 12 政府被用者に対する年金

06. 13 政府被用者以外に対する年金

06. 14 失業保険

06. 15 児童手当

06. 16 災害（火事、水害等）補償

06. 17 その他

06. 2 社会福祉

06. 21 児童福祉施設

06. 22 老人福祉施設

06. 23 障害者福祉施設

06. 24 その他の福祉施設

06. 25 福祉施設外での福祉サービス

06. 26 その他

06. 3 その他

06. 30 その他

07 住宅・地域サービス

07. 1 住宅・地域開発

07. 11 住宅

07. 12 地域開発

07. 13 その他

07. 2 飲料水サービス

07. 20 飲料水サービス

07. 3 公衆衛生

07. 31 廃棄物処理・下水処理・街路清掃

07. 32 公害防止

07. 33 その他

07. 4 街路照明

07. 40 街路照明

07. 5 その他

07. 50 その他

08 リクリエーション・文化・宗教

08. 0 リクリエーション・文化・宗教

- 08.01 リクリエーション・スポーツ
- 08.02 文化
- 08.03 放送・出版
- 08.04 宗教・その他組織（青年組織、労働組合、政党等）
- 08.05 その他

09 燃料・エネルギーサービス

- 09.1 燃料サービス
 - 09.11 石炭採掘、加工
 - 09.12 石油・天然ガス
 - 09.13 核燃料
 - 09.14 その他燃料（木材等）
 - 09.15 その他
- 09.2 電気・その他エネルギー
 - 09.21 電気
 - 09.22 電気以外のエネルギー（蒸気等）
 - 09.23 その他
- 09.3 その他
 - 09.30 その他

10 農業・林業・漁業サービス

- 10.1 農業
 - 10.11 農地管理サービス
 - 10.12 農業地改革・農地開拓
 - 10.13 農産物価格・所得補償
 - 10.14 農民サービス
 - 10.15 家畜病治療サービス
 - 10.16 害虫駆除サービス
 - 10.17 その他
- 10.2 林業
 - 10.20 林業
- 10.3 漁業
 - 10.30 漁業
- 10.4 農業研究・実験開発
 - 10.40 農業研究・実験開発
- 10.5 その他
 - 10.50 その他

11 鉱業（エネルギー除く）・製造業・建設業

11. 1 鉱業（エネルギー除く）

11. 10 鉱業（エネルギー除く）

11. 2 製造業

11. 20 製造業

11. 3 建設業

11. 30 建設業

11. 4 その他

11. 40 その他

12 運輸・通信

12. 1 道路輸送サービス

12. 11 道路・高速道路建設

12. 12 道路維持・利用サービス

12. 2 海上輸送サービス

12. 21 海上輸送施設建設

12. 22 海上輸送運営サービス

12. 3 鉄道輸送サービス

12. 31 鉄道建設

12. 32 鉄道輸送運営サービス

12. 4 航空輸送サービス

12. 41 航空輸送施設建設

12. 42 航空輸送運営サービス

12. 5 パイプラインおよびその他の輸送

12. 51 パイプラインおよびその他の輸送施設建設

12. 52 パイプラインおよびその他の輸送運営サービス

12. 6 その他（12. 1～12. 5に当てはまらない輸送サービス）

12. 60 その他

12. 7 通信サービス（郵便、電話、電報等）

12. 70 通信サービス

12. 8 その他（12. 1～12. 7に当てはまらない運輸・通信）

12. 80 その他

13 その他の経済サービス

13. 1 商業・飲食業

13. 11 商業（倉庫業を含む）

13. 12 ホテル・飲食業

13. 13 その他

- 13. 2 旅行業
 - 13. 20 旅行業
 - 13. 3 多目的開発プロジェクト
 - 13. 30 多目的開発プロジェクト
 - 13. 4 経済一般サービス（特許権等）
 - 13. 40 経済一般サービス（特許権等）
 - 13. 5 労働サービス
 - 13. 50 労働サービス
 - 13. 6 その他
 - 13. 60 その他
- 14 その他
- 14. 0 その他
 - 14. 01 国債取引
 - 14. 02 特定の機能に割り当てられない移転
 - 14. 03 その他

出所：国連〔5〕，なお訳出に際しては次の文献も参考にした。

倉林〔18〕48-49ページ，表2 A「政府支出の機能分類(COFOG)一大分類と中分類」

参考文献

- (1) United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, World Bank, System of National Accounts 1993, 1993.
- (2) United Nations, Revised System of National Accounts: Draft Chapters and Annexes, 1990. (邦訳，経済企画庁国民所得部『改訂国民経済計算体系(草案)』，1992年)
- (3) United Nations, Revised System of National Accounts (provisional), ST/ESA/SER. F/2/Rev. 4, 1992. (邦訳，経済企画庁国民所得部『改訂国民経済計算体系(暫定版)』上巻，下巻 1993年)
- (4) United Nations, A System of National Accounts, Studies in Methods, Series F. No. 2., Rev. 3, 1968. (邦訳，経済企画庁国民所得部訳『新国民経済計算の体系——国際連合の新しい国際基準——』，1974年。)
- (5) United Nations, Classification of the Functions of Government, Statistical Papers, Series M, No. 70, 1980.
- (6) United Nations, The Feasibility of Welfare-oriented Measures to complement the National Accounts and Balances, 1976. (邦訳，「国民経済計算

- を補完する福祉測定の可能性』、『季刊国民経済計算』No. 38, 1977年)
- (7) Petre, J., The Treatment in National Accounts of goods and services for Individual Consumption Produced, Distributed or Paid for by Government, Statistical Office of the European Communities, Studies of National Accounts-No. 1, 1983.
- (8) Horz, K. and Reich, U. P., "Dividing Govement Product between Intermediate and Final Uses", The Review of Income and Wealth, Series 28, No. 3, 1982.
- (9) Reich, U. P., "Treatment of government activity on the production account", The Review of Income and Wealth, Series 32, No. 1, 1986.
- (10) Erba, P., Current International Thinking and Objectives for the Revision of the Systems of National Accounts, Statistical Office of the European Communities, Studies of National Accounts-No. 7, 1984.
- (11) Kuznets, S., "Government Product and National Income", Income and Wealth, Series 1, 1951.
- (12) Eisner, R., Nebhut, D. H., "An extended measure of government product: Preliminary results for the United States 1946-76", The Review of Income and Wealth, Series 27, No. 1, 1981.
- (13) Eisner, R., "Transfers in a total incomes system of accounts", in Moon, M.(ed.), Economic transfers in the United States (Studies in income and wealth, vol. 49), 1984.
- (14) Shoup, Carl. S., Principles of National Income Analysis, 1947. (永田清・高橋長太郎訳、『国民所得分析の原理』、有斐閣、1950年。)
- (15) Ohlsson, Ingvar., On National Accouting, 1953. (島田千秋訳『国民経済計算論』文雅堂銀行研究社、1968年。)
- (16) Studenski, P., Income of Nations, 1958.
- (17) 武野秀樹・山下正毅編、『国民経済計算の展開』、同文館、1993年。
- (18) 倉林義正『S N Aの成立と発展』、岩波書店、1989年。
- (19) 能勢信子、「国民経済計算における政府生産物」、『国民経済雑誌』153巻3号、1986年。
- (20) 中村浩、「国民経済計算における政府サービスの取り扱いについて(1)」、『大東文化大学経済論集』49号、1989年。
- (21) 中村浩、「国民経済計算における政府サービスの取り扱いについて(2)」、『大東文化大学経済論集』52号、1991年。
- (22) 中村浩、「国民経済計算における政府サービスの取り扱いについて(3)」、『大東文化大学経済論集』53号、1991年。

- (23) 中村浩, 「国民経済計算における政府サービスの取り扱いについて(4)」, 『大東文化大学経済論集』56号, 1992年。
- (24) 中村浩, 「国民経済計算における政府サービスの取り扱いについて(5)」, 『大東文化大学経済論集』58号, 1993年。
- (25) 林栄夫, 『財政と国民所得の理論——経済循環過程における財政——』, 有斐閣, 1951年。
- (26) 経済審議会N NW開発委員会編, 『新しい福祉指標——N NW——』1973年。
- (27) 武野秀樹, 『国民所得論』, 九州大学出版会, 1990年。
- (28) 野村良樹, 「アメリカ国民所得推計抄史」, 『経営研究』30巻5・6合併号, 1980年。
- (29) 野村良樹, 「アメリカ国民所得推計抄史(2)」, 『経営研究』31巻3号, 1980年。
- (30) 野村良樹, 「アメリカ国民所得推計抄史(3)」, 『経営研究』32巻6号, 1982年。
- (31) 野村良樹, 「アメリカ国民所得推計抄史(4)」, 『経営研究』35巻1号, 1984年。
- (32) Sen, A. K., *Commodities and Capabilities*, 1985. (鈴村興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力——』, 岩波書店, 1988年)。
- (33) 鈴村興太郎, 「福祉とは何か」, 日本経済新聞(やさしい経済学), 1989年11月2, 3, 4, 6, 7, 8日。
- (34) 鈴村興太郎, 「アマルティア・セン——福祉の潜在能力アプローチ」, 社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』, 有斐閣, 1995年。
- (35) 朝日讓治, 『生活水準と社会資本整備』, 多賀出版, 1992年。
- (36) 池上惇, 『財政学——現代財政システムの総合的解説』, 岩波書店, 1990年。
- (37) 池上惇, 『経済学——理論・歴史・政策』, 青木書店, 1991年。
- (38) 池上惇, 『文化経済学のすすめ』, 丸善ライブラリー, 1991年。
- (39) 池上惇, 『生活の芸術化』, 丸善ライブラリー, 1993年。
- (40) 桂昭政, 『国民経済計算と経済厚生』, 桃山学院大学総合研究所(研究叢書4), 1992年。
- (41) 桂昭政「SNAのサブシステムとしてのサテライト勘定・環境勘定」, 桃山学院大学『経済経営論集』35巻3号, 1993年。

(かつら・あきまさ／経済学部教授／1997年1月31日受理)